

令和 9 年度

静岡県立特別支援学校

高等部入学者選考実施要領

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

高等部入学者募集要項

高等部専攻科入学者募集要項

静岡県教育委員会

目 次

令和 9 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領	…	1
-------------------------------	---	---

令和 9 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科 入学者選考実施要領	…	5
--	---	---

各種様式

様式第 1 号	入学願書	…	7
様式第 2 号	調査書 A	…	9
様式第 3 号	調査書 B	…	11
様式第 4 号	追検査受検願	…	13
様式第 5 号	合格通知書	…	14
様式第 5-2 号	合格通知書（分校用）	…	15
様式第 6 号	合格通知書（専攻科用）	…	16
様式第 7 号	委任状	…	17

令和 9 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部入学者募集要項	…	19
静岡県立特別支援学校（聴覚障害）高等部入学者募集要項	…	23
静岡県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項	…	26
静岡県立特別支援学校（肢体不自由）高等部入学者募集要項	…	33
静岡県立特別支援学校（病弱）高等部入学者募集要項	…	37
静岡県立特別支援学校高等部訪問教育入学者募集要項	…	40

令和 9 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者募集要項	…	41
-------------------------------	---	----

その他

付属資料 1・・・気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の 措置について	…	44
付属資料 2・・・入学者選考に係る情報の開示	…	46
令和 9 年度 調査書作成の手引（その他各種様式の記入の仕方）	…	47
令和 9 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び高等部専攻科入学者選考の日程	…	53

令和9年度

静岡県立特別支援学校
高等部入学者選考実施要領

静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領

静岡県教育委員会

1 選考基本方針

- (1) 特別支援学校では、特別支援学校の校長又は中学校長が提出する入学志願者に関する調査書（以下「調査書」という。）を主たる資料とし、それを補うものとして、特別支援学校において実施する面接、適性検査等により、各高等部の教育を受けることが適当な者を総合的に選考し、校長が合格者を決定する。
- (2) 各学校では、この実施要領に基づいて、それぞれの障害種、学科等に応じた選考方法により実施する。

2 学校、学科及び募集定員

障害種	学 校	学 科		募 集 定 員
視覚 障害	静岡県立浜松視覚特別支援学校	普 通 科		各学校の募集定員 は別に公示する。
		保健医療科	沼津分室	
			静岡分室	
聴覚 障害	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	特進技能科		
		生産応用科		
知的 障害	静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校	普 通 科		
	静岡県立伊豆の国特別支援学校			
	静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校			
	静岡県立御殿場特別支援学校			
	静岡県立御殿場特別支援学校小山分校			
	静岡県立沼津特別支援学校			
	静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校			
	静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校			
	静岡県立富士特別支援学校			
	静岡県立富士特別支援学校富士東分校			
	静岡県立富士特別支援学校富士宮分校			
	静岡県立清水特別支援学校			
	静岡県立静岡北特別支援学校			
	静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校			
	静岡県立するが視覚総合特別支援学校			
	静岡県立藤枝特別支援学校			
	静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校			
	静岡県立吉田特別支援学校			
	静岡県立掛川特別支援学校			
	静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校			
	静岡県立袋井特別支援学校			
	静岡県立磐田特別支援学校			
	静岡県立磐田特別支援学校磐田見付分校			
	静岡県立浜北特別支援学校			
	静岡県立浜北特別支援学校城北分校			
	静岡県立浜松特別支援学校			
	静岡県立浜松特別支援学校江之島分校			
	静岡県立浜松みをつくし特別支援学校			
	静岡県立浜名特別支援学校			
	肢体 不自由			
静岡県立中央特別支援学校				
静岡県立西部特別支援学校				
病弱	静岡県立天竜特別支援学校			

3 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に定められた障害を有する者で、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和 9 年 3 月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者
- (2) 令和 9 年 3 月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (3) 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者
- (4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の各号のいずれかに該当する者

参考 学校教育法施行令第 22 条の 3

病弱者	肢体不自由者	知的障害者	聴覚障害者	視覚障害者	区分
一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	障害の程度

4 願書受付期間、検査実施日及び合格発表日

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校 （本校、沼津分室、静岡分室） 静岡県立沼津聴覚特別支援学校 静岡県立天竜特別支援学校	令和 9 年 2 月 16 日（火）から 2 月 18 日（木）午後 3 時まで	3 月 3 日（水）	3 月 12 日（金） 正午以降
静岡県立伊豆の国特別支援学校 静岡県立御殿場特別支援学校 静岡県立沼津特別支援学校 静岡県立富士特別支援学校 静岡県立清水特別支援学校 静岡県立静岡北特別支援学校 静岡県立するが視覚総合特別支援学校 静岡県立藤枝特別支援学校 静岡県立吉田特別支援学校 静岡県立掛川特別支援学校 静岡県立袋井特別支援学校 静岡県立磐田特別支援学校 静岡県立浜北特別支援学校 静岡県立浜松特別支援学校 静岡県立浜松みをつくし特別支援学校 静岡県立浜名特別支援学校 静岡県立東部特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 静岡県立西部特別支援学校	令和 9 年 1 月 25 日（月）から 1 月 27 日（水）午後 3 時まで	2 月 4 日（木）	2 月 15 日（月） 正午以降

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校 静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校 静岡県立御殿場特別支援学校小山分校 静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校 静岡県立富士特別支援学校富士宮分校 静岡県立富士特別支援学校富士東分校 静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校 静岡県立磐田特別支援学校磐田見付分校 静岡県立浜北特別支援学校城北分校 静岡県立浜松特別支援学校江之島分校	令和 9 年 1 月 5 日（火）から 1 月 7 日（木）正午まで 【志願変更受付期間】 1 月 8 日（金）から 1 月 12 日（火）午後 4 時 30 分まで （土曜、日曜及び祝日を除く。）	1 月 15 日（金）	1 月 25 日（月） 正午以降

5 志願手続

- (1) 志願者は、入学願書（様式第 1 号）及び各学校で必要とする書類を、在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出する。

特別支援学校の校長又は中学校長は、志願者から提出された書類のほか、調査書（A（様式第 2 号）又は B（様式第 3 号））を志願先特別支援学校の校長に提出する。

- (2) 入学者選考の実施において、特に配慮が必要な志願者は、事前に本人、保護者及び在学する学校で確認の上、在学する学校又は卒業した学校から志願先特別支援学校に連絡すること。
- (3) 志願者は、他の障害種の特別支援学校を併願することはできない。

6 志願変更手続（※高等部分校志願者に限る）

- (1) 高等部分校に志願した者は、願書受付締切り後において、教育相談を受けた学区内または学区外の高等部分校に、1 回に限り志願を変更することができる。

- (2) 志願変更受付期間は、次のとおりとする。

令和 9 年 1 月 8 日（金）から令和 9 年 1 月 12 日（火）（土曜、日曜及び祝日を除く。） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。

- (3) 志願変更を希望する者（以下「志願変更者」という。）は、事前に保護者及び在学する学校と変更先を確認の上、在学する学校又は卒業した学校から旧志願先特別支援学校及び新たな志願先の特別支援学校に志願変更の連絡をすること。

- (4) 志願変更者は、入学願書（様式第 1 号）及び各学校で必要とする書類を、在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して新たな志願先の特別支援学校の校長に提出する。

7 調査書の作成

調査書は、静岡県教育委員会が交付する所定の様式を用い、別に示す調査書作成の手引に従い、志願者の在学又は出身の特別支援学校又は中学校の校長が作成する。

8 追検査

検査実施当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査を希望する者は、検査実施日の午後 3 時までに追検査受検願（様式第 4 号）を在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出し、その指示を受ける。

9 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

10 合格者の発表

志願者が在学する特別支援学校の校長は、合格者に対し合格通知書（様式第5号又は様式第5－2号）を交付する。

令和 9 年度

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

静岡県教育委員会

1 選考基本方針

- (1) 特別支援学校（視覚障害）では、特別支援学校の校長又は高等学校長が提出する入学志願者に関する調査書（以下「調査書」という。）を主たる資料とし、それを補うものとして、特別支援学校（視覚障害）において実施する面接、適性検査等により、専攻科の教育を受けるに足る能力等を総合的に判定し、校長が合格者を決定する。
- (2) 特別支援学校（視覚障害）では、この実施要領に基づいて、学校による選考方法により実施する。

2 学校、学科及び募集定員

学 校	科	学 科	募 集 定 員
静岡県立浜松視覚特別支援学校	専攻科	理 療 科	募集定員は別に公示する。
		保健理療科	

3 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に定められた障害を有する視覚障害者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和 9 年 3 月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条の各号のいずれかに該当する者

参考 学校教育法施行令第 22 条の 3

病弱者	肢体不自由者	知的障害者	聴覚障害者	視覚障害者	区分
一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	障害の程度

4 願書受付期間、検査実施日及び合格発表日

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校	令和9年 2月16日（火）から 2月18日（木）午後3時まで	3月3日（水）	3月12日（金） 正午以降

5 志願手続

- (1) 志願者は、入学願書（様式第1号）及び学校で必要とする書類を、在学する特別支援学校又は高等学校の校長を経由して志願先特別支援学校（視覚障害）の校長に提出する。

特別支援学校又は高等学校の校長は、志願者から提出された書類のほか、調査書（令和9年度大学入学選抜実施要項「第5 調査書」の別紙様式に準ずる。）を志願先特別支援学校（視覚障害）の校長に提出する。

- (2) 入学選考の実施において、特に配慮が必要な志願者は、事前に本人、保護者及び在学する学校で確認の上、在学する学校又は卒業した学校から志願先特別支援学校に連絡すること。

6 調査書の作成

調査書は、志願者の在学又は出身の特別支援学校又は高等学校の校長が作成する。

7 追検査

検査実施当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査を希望する者は、検査実施日の午後3時までに追検査受検願（様式第4号）を在学する特別支援学校又は高等学校の校長を経由して志願先特別支援学校（視覚障害）の校長に提出し、その指示を受ける。

8 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

9 合格者の発表

特別支援学校（視覚障害）の校長は、合格者に対し合格通知書（様式第6号）を交付する。

各種樣式

受付 番号	※	志 望 科		志望 学科	第 1 志 望	第 2 志 望
入 学 願 書 令和 年 月 日 静岡県立 学校長様 私は貴校に入学したいので保護者と連署して志願します。						
志 願 者	ふりがな 氏 名	㊟ (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)				
	生年月日	年 月 日 生				
	現 住 所					
	入学後の 予定住所					
保 護 者	ふりがな 氏 名	㊟ (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)				志願者との 続 柄
	現 住 所					
志 願 者 の 学 歴 及 び 職 歴 等	学 校 名			年 月 日		入 学 その他 卒 業
	中学校 第3学年 中学部					卒業・卒業見込み

※印欄は、記入しないでください。

(裏)

連 絡 先 カ ー ド					
受 検 番 号	※	志願者氏名		保護者氏名	
住 所	(〒)			電話番号	

連絡先カードは、志願者又は保護者と緊急連絡が取れるよう記入してください。

※印受検番号の欄は、記入しないでください。

志願理由書（本人及び保護者）	
令和 年 月 日	
静岡県立	学校長 様
志願者氏名	
保護者氏名 ㊞	
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)	
貴校を志願する理由は次のとおりです。	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

調 査 書 A

(令和9年度用)

2 ふりがな氏名				3性別		4生年月日					
						昭和 年 月 日生 平成 (満 歳)					
5 学年 欠席等の状況	学年	欠席日数				遅刻回数		早退回数			
		病 気	事 故	計							
	1										
	2										
	3										
	備考										
6 身体 の 状況	測定日	年 月 日				測定日	年 月 日				
	視 力	右	()			聴 力	右	()			
		左	()				左	()			
7 主障害		視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱									
8 手帳等		身体障害者手帳		級		交付年月日		年 月 日			
		療育手帳		A ・ B		交付年月日		年 月 日			
		(手帳がない場合…障害の状況及び手帳の取得予定の有無について)									
9 学 習 の 記 録	各教科	教 科	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術・ 家 庭	外国語
		評 定									
		観点別 学習状況									
	総合的な学習の時間										
	特記事項										

(裏)

										受付番号		※		
1 志望校		静岡県立			学校 分校		志望学科 ・コース		第 1	科 コース		第 2	科 コース	
10 特別活動の 記録		内 容		活動の状況		特 記 事 項 ・ 所 見								
		学 級 活 動												
		生徒会活動												
		学 校 行 事												
11 運動能力の 記録														
12 行 動 の 記 録	項 目		行動の状況		項 目		行動の状況		項 目		行動の状況			
	基本的な生活習慣				創 意 工 夫				公 正 ・ 公 平					
	健康・体力の向上				思いやり・協力				公共心・公德心					
	自 主 ・ 自 律				生命尊重・自然愛護									
	責 任 感				勤 労 ・ 奉 仕									
	諸活動の実績													
	所 見													
13 その他														
この記載事項に誤りがないことを証明する。														
令和 年 月 日														
学校名														
記載者氏名														
校長氏名														
印														

静岡県教育委員会

調 査 書 B

（令和9年度用）

2 ふりがな 氏 名					3 性 別	4 生 年 月 日		
						昭和 年 月 日生 平成 (満 歳)		
5 欠 席 等 の 状 況	学年	欠 席 日 数			遅刻回数	早退回数	備 考	
		病気	事故	計				
	1							
	2							
	3							
6 身 体 の 状 況	測定日	年 月 日				測定日	年 月 日	
	視 力	右	()			聴 力	右	()
		左	()				左	()
7 障 害 等	主障害	視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱 ()						
	副障害	無・有 [視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱・その他 ()]						
8 手 帳 等	身体障害者手帳		級		交付年月日		年 月 日	
	療育手帳		A ・ B		交付年月日		年 月 日	
	(手帳がない場合…障害の状況及び手帳の取得予定の有無について)							
9 運動能力の 記録								

(裏)

1	志望校	静岡県立	学校 分校	受付番号	※
10	国語				
	数学				
	学習の記録				
	総合的な学習の時間				
	その他				
11	学校における様子				
	家庭における様子				
	通学状況				
12	その他				
この記載事項に誤りがないことを証明する。					
令和 年 月 日					
学校名					
記載者氏名					
校長氏名					
印					

静岡県教育委員会

追 検 査 受 検 願

令和 年 月 日

静岡県立

学校長 様

受検番号（ ） 志願者氏名 ⑩
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

下記の理由により受検できなかったもので、追検査をお願いします。

記

理 由

- (注)
- 1 理由が病気の場合には医師の診断書等を、交通事情等の理由による場合には、その事務担当者の証明書等、受検できなかった理由が正当であることを証明するに足る書類を添える。
 - 2 本用紙は志願者又保護者が作成する。
 - 3 本用紙は、複写（コピー）して使用してよい。

合 格 通 知 書

令和 年 月 日

立

学校中学部
中 学 校

受検番号（ ）

氏 名 様

静岡県立

学校長 印

あなたは、令和 9 年度静岡県立 学校高等部入学者選考において、
本校の高等部 科に合格したので通知します。

合 格 通 知 書

令和 年 月 日

立

学校中学部
中 学 校

受検番号（ ）

氏 名 様

静岡県立

学校長 印

あなたは、令和9年度静岡県立 学校高等部（ 分校）入学者選考
において、本校の高等部（ 分校）普通科に合格したので通知します。

合 格 通 知 書

令和 年 月 日

立

学校高等部
高 等 学 校

受検番号（ ）

氏 名 様

静岡県立

学校長 印

あなたは、令和 9 年度静岡県立浜松視覚特別支援学校高等部専攻科入学者選考において、
本校の高等部専攻科 科に合格したので通知します。

委 任 状

令和 年 月 日

静岡県立 学校長 様

立 学校
校長氏名



令和 9 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考における合格通知書の受領を、下記の者に委任いたします。

記

職	氏 名

受領年月日

令和 年 月 日

（注） 本用紙は、在学する特別支援学校長、中学校長又は高等学校長が作成する。

令和9年度

静岡県立特別支援学校
高等部入学者募集要項

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（視覚障害）の高等部は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、視覚障害を主たる障害とする生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

保健医療科においては、あん摩マッサージ指圧師を目指すための専門教育を中心に行う。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立浜松視覚特別支援学校	普 通 科	募集定員は別に公示する。
静岡県立浜松視覚特別支援学校 沼津分室	保 健 理 療 科	
静岡県立浜松視覚特別支援学校 静岡分室	保 健 理 療 科	

2 志願者の資格

(1)又は(2)のいずれかに該当する者のうち、(3)に該当する者

(1) 普通科（以下のいずれかに該当する者）

ア 令和 9 年 3 月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者

イ 令和 9 年 3 月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者

(2) 保健医療科

中学校卒業又はこれと同等の学力があると認められる視覚障害者（中学校等卒業後に視覚障害者となった者。高等学校以上の卒業者を除く。ただし、特別の事情のある者については学校に相談する。）

※各学校の通学区は以下のとおりとする。

学 校	通 学 区
静岡県立浜松視覚特別支援学校 沼津分室	東部地区在住者
静岡県立浜松視覚特別支援学校 静岡分室	中部地区在住者及び西部地区在住者

(3) 以下のいずれかの視覚障害の程度の者

ア 両眼の視力が矯正（眼鏡使用）で 0.3 未満の者

イ 視力以外の視機能障害（視野、光覚等）が強度の者

ウ 将来、視力が著しく減退するおそれのある者

3 入学志願の手続

(1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形 2 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は各校で作成する入学者募集案内を参考にする）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和 9 年 1 月 5 日（火）から令和 9 年 1 月 26 日（火）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

(2) 出願書類

ア 普通科

- (ア) 入学願書（志願者及び保護者作成）
- (イ) 調査書（在学学校又は出身校の校長作成 A4縦型）
- (ウ) 眼科診断書（医師作成）

イ 保健医療科

- (ア) 入学願書（志願者及び保護者作成）
- (イ) 内科診断書（医師作成）
- (ウ) 眼科診断書（医師作成）
- (エ) 卒業証明書（出身学校校長作成）

ウ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、令和9年2月16日（火）から令和9年2月18日（木）までに、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して、普通科を志願する者は、静岡県立浜松視覚特別支援学校に、保健医療科を志願する者は、静岡県立浜松視覚特別支援学校沼津分室（静岡県立沼津視覚特別支援学校内）又は静岡県立浜松視覚特別支援学校静岡分室（静岡県立するが視覚総合特別支援学校内）に提出する。時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

過年度卒業者においては、郵送又は直接持参する。

イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和9年2月18日（木）午後3時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形3号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、110円切手を貼付する。）を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立浜松視覚特別支援学校	〒433-8111	浜松市中央区葵西五丁目9-1 電話番号(053)436-1261 ファクシミリ番号(053)438-2876
静岡県立浜松視覚特別支援学校沼津分室 (静岡県立沼津視覚特別支援学校内)	〒410-0046	沼津市米山町6-20 電話番号(055)921-2099 ファクシミリ番号(055)921-5104
静岡県立浜松視覚特別支援学校静岡分室 (静岡県立するが視覚総合特別支援学校内)	〒422-8006	静岡市駿河区曲金六丁目1-5 電話番号(054)283-7300 ファクシミリ番号(054)282-8919

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 令和9年3月3日（水）午前9時から

イ 会場 願書提出先の視覚特別支援学校

(2) 内容等

ア 普通科

(ア) 適性検査

(イ) 面接

イ 保健医療科

(ア) 学力検査（国語、数学）

(イ) 適性検査

(ウ) 面接

※詳細は、入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願（様式第4号）を在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して志願先学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和9年3月12日（金）正午以降に、願書提出先の学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状（様式第7号）を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 実施校・学科及び募集人数

再募集を実施する学校・学科及び募集人数は、令和9年3月12日（金）午後4時以降に各願書提出先特別支援学校において発表する。

(2) 再募集の願書の受付期間 令和9年3月16日（火）から令和9年3月17日（水）まで
（再募集の書類請求は、令和9年3月15日（月）午前9時から午後4時30分まで）

(3) 検査日 令和9年3月23日（火）

(4) 再募集合格者の発表 令和9年3月25日（木）

正午以降、願書提出先の学校に掲示する。

※詳細は、願書提出先の学校に問い合わせること。

7 当日の注意

(1) 受検票は必ず持参すること。受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受ける。

(2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに願書提出先視覚

特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書等を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関の証明書等を取っておくこと。

- (3) 面接は、原則、受検者と保護者と一緒にを行うため、必ず保護者同伴とする。(受検者と保護者が別々に面接する場合もある。)

なお、保護者及び保護者に準ずる者を同伴できない場合はその旨申し出ること。また、面接時以外の保護者の付き添いについては志願先の学校長の指示に従うこと。

- (4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか志願先の学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に願書提出先の学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接願書提出先の学校に照会すること。

高等部 入学者 募集要項

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）の高等部は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、聴覚障害を主たる障害とする生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	特進技能科	募集定員は別に公示する。
	生産応用科	

2 志願者の資格

(1) 又は(2)に該当する者のうち、聴覚障害を主たる障害とする者

- (1) 令和 9 年 3 月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者
- (2) 令和 9 年 3 月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形 2 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は沼津聴覚特別支援学校で作成する入学者募集案内を参考にする）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和 9 年 1 月 5 日（火）から令和 9 年 1 月 26 日（火）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

- (2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者及び保護者作成）
- イ 調査書（在学又は出身校の校長作成 A 4 縦型）
- ウ 健康診断書（現在中学校に在籍していない者のみ。医師作成）
- エ その他、志願校が提出を求める書類

- (3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

- (4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、令和 9 年 2 月 16 日（火）から令和 9 年 2 月 18 日（木）までに、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して、沼津聴覚特別支援学校長に提出する。時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、最終日は午後 3 時までとする。

過年度卒業者においては、郵送又は直接持参する。

- イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和 9 年 2 月 18 日（木）午後 3 時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形 3 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明

記し、110 円切手を貼付する。)を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立沼津聴覚特別支援学校	〒410-0045	沼津市泉町4-1 電話番号(055)921-3398 ファクシミリ番号(055)923-5327
----------------	-----------	--

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 令和9年3月3日(水)午前9時から

※詳細は、入学者募集案内に掲載

イ 会場 静岡県立沼津聴覚特別支援学校

(2) 内容等

ア 学力検査(国語、数学、英語)

イ 面接

ウ その他(受検者の状態により、ア、イ以外の検査を実施する場合がある。)

※詳細は、入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して沼津聴覚特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和9年3月12日(金)正午以降に、沼津聴覚特別支援学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状(様式第7号)を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 学科及び募集人数

再募集を実施する学科及び募集人数は、令和9年3月12日(金)午後4時以降に沼津聴覚特別支援学校において発表する。

- (2) 再募集の願書の受付期間 令和9年3月16日（火）から令和9年3月17日（水）まで
（再募集の書類請求は、令和9年3月15日（月）午前9時から午後4時30分まで）
- (3) 検査日 令和9年3月23日（火）
- (4) 再募集合格者の発表 令和9年3月25日（木）
正午以降、沼津聴覚特別支援学校に掲示する。

※詳細は、沼津聴覚特別支援学校に問い合わせること。

7 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受ける。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに沼津聴覚特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書等を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関の証明書等を取っておくこと。
- (3) 面接は、受検者及び保護者ともに行う。ただし保護者が出席できない場合は、保護者に準ずる者が面接を行うことができる。
なお、保護者及び保護者に準ずる者が出席できない場合はその旨申し出ること。また、面接時以外の保護者の付き添いについては、沼津聴覚特別支援学校長の指示に従うこと。
- (4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか沼津聴覚特別支援学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に沼津聴覚特別支援学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接沼津聴覚特別支援学校に照会すること。

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（知的障害）の高等部は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、知的障害を主たる障害とする生徒及び肢体不自由を主たる障害とし知的障害を併せ有する生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。（ただし、肢体不自由を主たる障害とし知的障害を併せ有する生徒は肢体重複学級設置校に限る。）

1 学校及び募集定員

学 校	募 集 定 員
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校（肢体重複学級設置校）	募集定員は別に公示する。
静岡県立伊豆の国特別支援学校	
静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立御殿場特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立御殿場特別支援学校小山分校	
静岡県立沼津特別支援学校	
静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校	
静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校	
静岡県立富士特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立富士特別支援学校富士東分校	
静岡県立富士特別支援学校富士宮分校	
静岡県立清水特別支援学校	
静岡県立静岡北特別支援学校	
静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校	
静岡県立するが視覚総合特別支援学校	
静岡県立藤枝特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校	
静岡県立吉田特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立掛川特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校	
静岡県立袋井特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立磐田特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立磐田特別支援学校磐田見付分校	
静岡県立浜北特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立浜北特別支援学校城北分校	
静岡県立浜松特別支援学校	
静岡県立浜松特別支援学校江之島分校	
静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	
静岡県立浜名特別支援学校（肢体重複学級設置校）	

2 志願者の資格

(1) 又は(2)に該当する者のうち、(3)又は(4)に該当する者

(1) 令和9年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者

(2) 令和9年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）
を卒業見込みの者又は卒業した者

(3) 知的障害を主たる障害とする者

(4) 肢体不自由を主たる障害とし、併せて知的障害を有する者（肢体重複学級設置校のみ）

※各学校の通学区は以下のとおりとする。

ア 東部地区

学 校	通 学 区
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校	熱海市、伊東市、東伊豆町、河津町
静岡県立伊豆の国特別支援学校	沼津市〔静浦、太平、長井崎、戸田、各中学校区〕、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校	下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
静岡県立御殿場特別支援学校	御殿場市、裾野市、小山町
静岡県立御殿場特別支援学校小山分校	御殿場市、裾野市、小山町
静岡県立沼津特別支援学校	沼津市〔伊豆の国特別支援学校区を除く〕、清水町、長泉町
静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校	伊豆市、伊豆の国市、函南町、沼津市〔戸田小中一貫学校区〕
静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校	沼津市〔戸田小中一貫学校区を除く〕、三島市、清水町、長泉町
静岡県立富士特別支援学校	富士市、富士宮市
静岡県立富士特別支援学校富士東分校	富士市東部地区（吉原第一、第二、第三、元吉原、須津、大淵、田子浦、岳陽、吉原北中学校区）
静岡県立富士特別支援学校富士宮分校	富士宮市、富士市（富士東分校学区以外）

イ 中部地区

学 校	通 学 区
静岡県立清水特別支援学校	静岡市清水区
静岡県立静岡北特別支援学校	静岡市〔清水特別支援学校区、するが視覚総合特別支援学校区を除く〕
静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校	静岡市
静岡県立するが視覚総合特別支援学校	静岡市駿河区、静岡市葵区の一部〔末広中、安倍川中、城内中、東中（観山中学校区との重複学区を除く）、服織中（慈悲尾地区を除く）、藁科中、大川中、大里中、豊田中、東豊田中の各中学校区〕
静岡県立藤枝特別支援学校	焼津市〔旧大井川町除く〕、藤枝市、島田市〔大井川東岸〕、川根本町
静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市〔榛原中学校区〕、吉田町、川根本町
静岡県立吉田特別支援学校	島田市〔大井川西岸〕、吉田町、牧之原市、御前崎市〔御前崎中学校区〕焼津市〔旧大井川町〕

ウ 西部地区

学 校	通 学 区
静岡県立掛川特別支援学校	掛川市〔旧掛川市、旧大東町〕、菊川市、御前崎市〔浜岡中学校区〕
静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校	御前崎市、牧之原市〔榛原中学校区を除く〕、菊川市、掛川市〔南部地区〕
静岡県立袋井特別支援学校	袋井市、磐田市〔神明中学校区〕、森町、掛川市〔旧大須賀町〕
静岡県立磐田特別支援学校	磐田市〔神明中学校区を除く〕、浜松市〔天竜中学校区、与進中学校区〕

静岡県立磐田特別支援学校磐田見付分校	掛川市〔旧掛川市〕、袋井市、磐田市、森町
静岡県立浜北特別支援学校	浜松市天竜区及び以下の中学校区 浜松市中央区〔笠井中、中郡中、積志中〕 浜松市浜名区〔浜名中、北浜中、浜北北部中、亀玉中（新原小学校区）、北浜東部中〕
静岡県立浜北特別支援学校城北分校	浜松市、湖西市
静岡県立浜松特別支援学校	浜松市中央区の以下の中学校区 〔東部中、西部中、南部中、北部中（泉小学校区を除く）、中部中、八幡中、曳馬中、新津中、江西中、舘塚中、南陽中、神久呂中、入野中、篠原中、丸塚中、江南中、東陽中、佐鳴台中、富塚中、可美中〕
静岡県立浜松特別支援学校江之島分校	浜松市、湖西市
静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	浜松市の以下の中学校区 浜松市中央区〔湖東中、庄内中、三方原中、北部中（泉小学校区）、北星中、高台中、開成中〕 浜松市浜名区〔都田中、亀玉中（亀玉小学校区）、細江中、引佐南部中、引佐北部中、三ヶ日中〕
静岡県立浜名特別支援学校	湖西市、浜松市中央区〔舞阪中学校区、雄踏中学校区〕

(5) 学区外分校の受検について

原則、学区内の受検とする。ただし、学区外の分校が定員を満たしていない場合、学習内容(※)を理解した上で希望する生徒の受検を可能とする。

※学習内容：地域とのつながりを生かした学習活動や、学区内の施設(ハローワーク、市役所福祉課等)見学や支援機関との人間関係構築等の学習を行い、卒業後自ら支援を求められるよう、将来の自立した生活の基盤づくりに取り組んでいる。

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は各校で作成する入学者募集案内を参考にする）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、本校については令和8年12月2日（水）から令和9年1月5日（火）まで、分校については令和8年12月2日（水）から令和8年12月17日（木）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日及び令和8年12月21日（月）から令和9年1月3日（日）までの期間を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は正午までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者及び保護者作成）
- イ 調査書（在学又は出身校の校長作成 A4縦型）
- ウ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して、志願先特別支援学校長に提出する。本校は、令和9年1月25日（月）から令和9年1月27日（水）までに、分校は、令和9年1月5日（火）から令和9年1月7日（木）までに提出する。ただし、この間の土曜日、日曜日を除く。時間は、午前9時から午後4

時 30 分までとする。ただし、最終日は本校は午後 3 時まで、分校は正午までとする。
過年度卒業者においては、郵送又は直接持参する。

イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で、本校は令和 9 年 1 月 27 日（水）午後 3 時までに、分校は令和 9 年 1 月 7 日（木）正午までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形 3 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、110 円切手を貼付する。）を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立東部特別支援学校 伊豆高原分校	〒414-0051	伊東市吉田 748-1（伊豆伊東高等学校内） 電話 番 号 (0557) 44-0077 ファクシミリ番号 (0557) 44-0081
静岡県立御殿場特別支援学校	〒412-0033	御殿場市神山 1553-3 電話 番 号 (0550) 87-8200 ファクシミリ番号 (0550) 87-8211
静岡県立御殿場特別支援学校 小山分校	〒410-1313	駿東郡小山町竹之下 369 電話 番 号 (0550) 76-7700 ファクシミリ番号 (0550) 76-7711
静岡県立伊豆の国特別支援学校	〒410-2122	伊豆の国市寺家 235 電話 番 号 (055) 949-0001 ファクシミリ番号 (055) 949-0100
静岡県立沼津特別支援学校	〒410-0306	沼津市大塚 823-1 電話 番 号 (055) 966-0980 ファクシミリ番号 (055) 967-5704
静岡県立伊豆の国特別支援学校 伊豆松崎分校	〒410-3625	賀茂郡松崎町桜田 188 電話 番 号 (0558) 43-2737 ファクシミリ番号 (0558) 43-2738
静岡県立沼津特別支援学校 愛鷹分校	〒410-0012	沼津市岡一色 875 電話 番 号 (055) 943-5177 ファクシミリ番号 (055) 922-0200
静岡県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校	〒419-0124	田方郡函南町塚本 961 電話 番 号 (055) 970-2520 ファクシミリ番号 (055) 970-2521
静岡県立富士特別支援学校	〒417-0801	富士市大淵 3773-1 電話 番 号 (0545) 36-2345 ファクシミリ番号 (0545) 36-2397
静岡県立富士特別支援学校 富士東分校	〒417-8571	富士市今泉 2921 電話 番 号 (0545) 21-2002 ファクシミリ番号 (0545) 21-2007
静岡県立富士特別支援学校 富士宮分校	〒418-0053	富士宮市宮北町 233 電話 番 号 (0544) 29-7234 ファクシミリ番号 (0544) 23-2223
静岡県立清水特別支援学校	〒424-0024	静岡市清水区八坂東一丁目 16-1 電話 番 号 (054) 368-6800 ファクシミリ番号 (054) 366-5600
静岡県立静岡北特別支援学校	〒420-0953	静岡市葵区漆山 796 電話 番 号 (054) 245-8191 ファクシミリ番号 (054) 245-9983
静岡県立静岡北特別支援学校 南の丘分校	〒422-8032	静岡市駿河区有東三丁目 4-17 電話 番 号 (054) 266-7787 ファクシミリ番号 (054) 288-5565
静岡県立するが視覚総合特別支援学校	〒422-8006	静岡市駿河区曲金六丁目 1-5 電話 番 号 (054) 283-7300 ファクシミリ番号 (054) 282-8919
静岡県立藤枝特別支援学校	〒426-0067	藤枝市前島 2281-1 電話 番 号 (054) 636-1891 ファクシミリ番号 (054) 636-3241
静岡県立藤枝特別支援学校 焼津分校	〒425-0026	焼津市焼津五丁目 5-2 電話 番 号 (054) 628-8111 ファクシミリ番号 (054) 628-8115

静岡県立吉田特別支援学校	〒421-0303	榛原郡吉田町片岡 2130 電話番号 (0548) 23-9871 ファクシミリ番号 (0548) 33-3580
静岡県立掛川特別支援学校	〒436-0030	掛川市杉谷南一丁目 1-2 電話番号 (0537) 29-6791 ファクシミリ番号 (0537) 23-3555
静岡県立掛川特別支援学校 御前崎分校	〒437-1612	御前崎市池新田 2907-1 電話番号 (0537) 85-7400 ファクシミリ番号 (0537) 85-3435
静岡県立袋井特別支援学校 静岡県立磐田特別支援学校	〒437-0023	袋井市高尾 2753-1 電話番号 (0538) 43-6611 ファクシミリ番号 (0538) 43-6789
静岡県立磐田特別支援学校 磐田見付分校	〒438-0086	磐田市見付 2031-2 電話番号 (0538) 39-1800 ファクシミリ番号 (0538) 36-3200
静岡県立浜北特別支援学校	〒434-8505	浜松市浜名区西中瀬二丁目 3-1 電話番号 (053) 580-3377 ファクシミリ番号 (053) 588-3100
静岡県立浜北特別支援学校 城北分校	〒430-0906	浜松市中央区住吉五丁目 16-1 電話番号 (053) 415-9061 ファクシミリ番号 (053) 415-9062
静岡県立浜松特別支援学校	〒430-0844	浜松市中央区江之島町 1266-2 電話番号 (053) 425-7461 ファクシミリ番号 (053) 425-6410
静岡県立浜松特別支援学校 江之島分校	〒430-0844	浜松市中央区江之島町 630-1 電話番号 (053) 426-1551 ファクシミリ番号 (053) 426-1553
静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	〒431-1302	浜松市浜名区細江町広岡 1 電話番号 (053) 424-5890 ファクシミリ番号 (053) 523-0088
静岡県立浜名特別支援学校	〒431-0303	湖西市新居町浜名 1855-71 電話番号 (053) 594-5658 ファクシミリ番号 (053) 594-6990

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 志願変更手続（※高等部分校志願者に限る）

(1) 高等部分校に志願した者は、願書受付締切り後において、教育相談を受けた学区内または学区外の高等部分校に、1回に限り志願を変更することができる。

(2) 志願変更受付期間は、次のとおりとする。

令和9年1月8日（金）から令和9年1月12日（火）（土曜、日曜及び祝日を除く。）午前9時から午後4時30分まで。

(3) 志願変更を希望する者（以下「志願変更者」という。）は、事前に保護者及び在学する学校と変更先を確認の上、在学する学校又は卒業した学校から旧志願先特別支援学校及び新たな志願先の特別支援学校に志願変更の連絡をすること。

(4) 志願変更者は、入学願書（様式第1号）及び各学校で必要とする書類を、在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して新たな志願先の特別支援学校の校長に提出する。

5 入学者の選考

(1) 日時及び会場

- ア 日時 本校 令和9年2月4日(木) 午前9時から
分校 令和9年1月15日(金) 午前9時から

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

- イ 会場 各志願先特別支援学校

(2) 内容等

- ア 適性検査
イ 面接

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して志願先の学校長に提出し、その指示を受ける。

6 合格者の発表

本校は令和9年2月15日(月)、分校は令和9年1月25日(月)の正午以降に、志願先の学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状(様式第7号)を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

7 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 実施校・学科及び募集人数

再募集を実施する学校・学科及び募集人数は、本校、分校ともに令和9年2月15日(月)午後4時以降に各志願先特別支援学校において発表する。

- (2) 再募集の願書の受付期間 令和9年3月16日(火)から令和9年3月17日(水)まで(再募集の書類請求期間は、令和9年2月16日(火)から令和9年2月19日(金)までとする。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は正午までとする。)

- (3) 検査日 令和9年3月23日(火)

- (4) 再募集合格者の発表 令和9年3月25日(木)

正午以降、志願先の学校に掲示する。

※詳細は、願書提出先の学校に問い合わせること。

8 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受ける。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに志願先の学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書等を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関の証明書等を取っておくこと。
- (3) 受検者は保護者同伴とする。ただし、やむを得ない場合は保護者に準ずる者とする。

- (4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

9 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか志願先の学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に志願先の学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接志願先の学校に照会すること。

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（肢体不自由）の高等部は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、肢体不自由を主たる障害とする生徒及び肢体不自由を主たる障害とし知的障害を併せ有する生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校及び募集定員

学 校	募 集 定 員
静岡県立東部特別支援学校	募集定員は別に公示する。
静岡県立中央特別支援学校	
静岡県立西部特別支援学校	

2 志願者の資格

(1) 又は(2)に該当する者のうち、(3)又は(4)に該当する者

- (1) 令和 9 年 3 月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者
- (2) 令和 9 年 3 月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者
- (3) 肢体不自由を主たる障害とする者
- (4) 肢体不自由を主たる障害とし、併せて知的障害を有する者

※各学校の通学区は以下のとおりとする。

ア 肢体不自由を主たる障害とする者

学 校	通 学 区
静岡県立東部特別支援学校	東部地区在住者
静岡県立中央特別支援学校	中部地区在住者
静岡県立西部特別支援学校	西部地区在住者

イ 肢体不自由を主たる障害とし、併せて知的障害を有する者

(ア) 東部地区

学 校	通 学 区
静岡県立東部特別支援学校	沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校	熱海市、伊東市、東伊豆町、河津町
静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校	下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
静岡県立御殿場特別支援学校	御殿場市、裾野市、小山町
静岡県立富士特別支援学校	富士市、富士宮市

(イ) 中部地区

学 校	通 学 区
静岡県立中央特別支援学校	静岡市
静岡県立藤枝特別支援学校	焼津市〔旧大井川町除く〕、藤枝市、島田市〔大井川東岸〕、川根本町
静岡県立吉田特別支援学校	島田市〔大井川西岸〕、吉田町、牧之原市、御前崎市〔旧御前崎町〕、焼津市〔旧大井川町〕

(ウ) 西部地区

学 校	通 学 区
静岡県立西部特別支援学校	浜松市〔浜北特別支援学校、磐田特別支援学校及び浜名特別支援学校の通学区以外〕
静岡県立掛川特別支援学校	掛川市〔旧掛川市、旧大東町〕、菊川市、御前崎市〔旧浜岡町〕
静岡県立袋井特別支援学校	袋井市、磐田市〔神明中学校区〕、森町、掛川市〔旧大須賀町〕
静岡県立磐田特別支援学校	磐田市〔神明中学校区を除く〕、浜松市〔天竜中学校区、与進中学校区〕
静岡県立浜北特別支援学校	浜松市天竜区及び以下の中学校区 浜松市中央区〔笠井中、中郡中、積志中〕 浜松市浜名区〔浜名中、北浜中、浜北北部中、北浜東部中、亀玉中〕
静岡県立浜名特別支援学校	湖西市、浜松市中央区〔舞阪中学校区・雄踏中学校区〕

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は各校で作成する入学者募集案内を参考にする）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和8年12月2日（水）から令和9年1月5日（火）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日及び令和8年12月21日（月）から令和9年1月3日（日）までの期間を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者及び保護者作成）
 イ 調査書（在学学校又は出身校の校長作成 A4縦型）
 ウ その他、志願校が提出を求める書類
 ・入学志願者個票（保護者作成）
 ・日常生活動作調査票（保護者作成）
 ・保健調査票（保護者作成） 等

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

- ア 出願書類は、令和9年1月25日（月）から令和9年1月27日（水）までに、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して、志願先特別支援学校長に提出する。ただし、この間の土曜日、日曜日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

過年度卒業者においては、郵送又は直接持参する。

イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和9年1月27日（水）午後3時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形3号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、110円切手を貼付する。）を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立東部特別支援学校	〒410-2122	伊豆の国市寺家 246-1 電話番号 (055) 949-2309 ファクシミリ番号 (055) 949-6182
静岡県立中央特別支援学校	〒420-0953	静岡市葵区漆山 777 電話番号 (054) 246-5504 ファクシミリ番号 (054) 247-6929
静岡県立西部特別支援学校	〒433-8108	浜松市中央区根洗町 597-1 電話番号 (053) 436-1370 ファクシミリ番号 (053) 437-9098

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 令和9年2月4日（木）午前9時から

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

イ 会場 各志願先特別支援学校

(2) 内容等

ア 適性検査

イ 面接

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願（様式第4号）を在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して志願先の学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和9年2月15日（月）正午以降に、志願先の学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状（様式第7号）を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長

に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 実施校・学科及び募集人数

再募集を実施する学校・学科及び募集人数は、令和9年2月15日（月）午後4時以降に各志願先特別支援学校において発表する。

(2) 再募集の願書の受付期間 令和9年3月16日（火）から令和9年3月17日（水）まで （再募集の書類請求期間は、令和9年2月16日（火）から令和9年2月19日（金）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日を除く。時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は正午までとする。）

(3) 検査日 令和9年3月23日（火）

(4) 再募集合格者の発表 令和9年3月25日（木） 正午以降、志願先の学校に掲示する。

※詳細は、願書提出先の学校に問い合わせること。

7 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受ける。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに志願先の学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書等を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関の証明書等を取っておくこと。
- (3) 面接は、原則、受検者と保護者と一緒に行うため、必ず保護者同伴とする。（受検者と保護者が別々に面接する場合もある。）ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴すること。面接時以外の保護者の付き添いについては志願先の学校長の指示に従うこと。
- (4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか志願先の学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に志願先の学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接志願先の学校に照会すること。

令和9年度

静岡県立特別支援学校（病弱）

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（病弱）の高等部は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校及び募集定員

学 校	募 集 定 員
静岡県立天竜特別支援学校	募集定員は別に公示する。

2 志願者の資格

(1)若しくは(2)又はこれと同等以上の学力があると認められる者のうち、(3)及び(4)に該当する者

- (1) 令和9年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者
- (2) 令和9年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ア 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者
 - イ 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者
- (4) 入学時に天竜病院において入院等による治療を受ける見込みの者

3 入学志願の手続

(1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は天竜特別支援学校で作成する入学者募集案内を参考にする）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和9年1月5日（火）から令和9年1月26日（火）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 出願書類

ア 特別支援学校の中学部又は中学校在学者

- (ア) 入学願書（志願者及び保護者作成）
- (イ) 診断書（天竜病院で作成したもの。ただし、天竜特別支援学校中学部在学者は必要としない。）
- (ウ) 調査書（在学校の校長作成 A4縦型）

イ 過年度卒業者

- (ア) 入学願書（志願者及び保護者作成）
- (イ) 診断書（天竜病院で作成したもの）
- (ウ) 調査書（出身校の校長作成）

(エ) 令和 9 年 1 月以降に実施した医師の健康診断書

ウ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、令和 9 年 2 月 16 日（火）から令和 9 年 2 月 18 日（木）までに、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して、天竜特別支援学校長に提出する。時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、最終日は午後 3 時までとする。

過年度卒業者においては、郵送又は直接持参する。

イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和 9 年 2 月 18 日（木）午後 3 時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形 3 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、110 円切手を貼付する。）を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立天竜特別支援学校	〒431-3423	浜松市天竜区渡ヶ島 201-2 電 話 番 号 (053)926-2255 ファクシミリ番号 (053)926-2278
--------------	-----------	--

(5) 高等学校中途退学者の場合

高等学校を中途退学した者が志願する場合は、次によるものとする。

ア 第 1 学年をその年度の 12 月 31 日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第 1 学年をその年度の 1 月 1 日以降に退学して出願する場合及び第 2 学年、第 3 学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 令和 9 年 3 月 3 日（水） 午前 9 時から

※詳細は、入学者募集案内に掲載

イ 会場 静岡県立天竜特別支援学校

(2) 内容等

適性検査

面接

※詳細は、入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後 3 時までに追検査受検願（様式第 4 号）を在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して天竜特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和9年3月12日（金）正午以降に、天竜特別支援学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校又は中学校の校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状（様式第7号）を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 学科及び募集人数

再募集を実施する学科及び募集人数は、令和9年3月12日（金）午後4時以降に天竜特別支援学校において発表する。

(2) 再募集の願書の受付期間

令和9年3月16日（火）から令和9年3月17日（水）まで
（再募集の書類請求は、令和9年3月15日（月）午前9時から午後4時30分まで）

(3) 検査日

令和9年3月23日（火）

(4) 再募集合格者の発表

令和9年3月25日（木）

正午以降、天竜特別支援学校に掲示する。

※詳細は、天竜特別支援学校に問い合わせること。

7 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受ける。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに天竜特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書等を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関の証明書等を取っておくこと。
- (3) 面接は、原則、受検者と保護者と一緒に行うため、必ず保護者同伴とする。（受検者と保護者が別々に面接する場合もある。）ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴することができる。

なお、保護者及び保護者に準ずる者を同伴できない場合はその旨申し出ること。また、面接時以外の保護者の付き添いについては、天竜特別支援学校長の指示に従うこと。

- (4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか天竜特別支援学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に天竜特別支援学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接天竜特別支援学校に照会すること。

高等部訪問教育入学者募集要項

静岡県立特別支援学校高等部訪問教育は、特別支援学校に通学することが困難な重度の障害を有する生徒に、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校及び募集定員（令和9年度訪問教育入学者を募集する学校）

学 校	募 集 定 員
静岡県立富士特別支援学校	募集定員は別に公示する 高等部定員に含む。
静岡県立藤枝特別支援学校	
静岡県立吉田特別支援学校	
静岡県立袋井特別支援学校	
静岡県立東部特別支援学校	
静岡県立中央特別支援学校	
静岡県立西部特別支援学校	
静岡県立天竜特別支援学校	

2 志願者の資格

(1)又は(2)に該当する者のうち、静岡県立特別支援学校訪問教育実施要綱第3条に該当する者

- (1) 令和9年3月に特別支援学校の中学部を卒業見込み又は卒業した者
- (2) 令和9年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者又は卒業した者

3 入学志願の手続

令和9年度静岡県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項、令和9年度静岡県立特別支援学校（肢体不自由）高等部入学者募集要項、令和9年度静岡県立特別支援学校（病弱）高等部入学者募集要項（以下「令和9年度募集要項」という。）の3に準ずる。ただし、出願書類のうち、「入学願書」及び「調査書」以外は各学校の募集案内に従うこと。

4 入学者の選考

書類審査、面接等による。

5 合格者の発表

令和9年度募集要項の5〔（知的障害）高等部入学者募集要項の場合は6〕に準ずる。

6 再募集

令和9年度募集要項の6〔（知的障害）高等部入学者募集要項の場合は7〕に準ずる。

令和9年度

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者募集要項

令和9年度

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（視覚障害）の専攻科は、特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者で視覚障害を主たる障害とする生徒を対象に、理療科、保健理療科の2学科の入学者を募集する。

理療科では、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の各療師を目指すための専門的知識、技能、態度を養う教育を行うことを目的とする。

保健理療科では、あん摩マツサージ指圧師を目指すための専門的知識、技能及び態度を養う教育を行うことを目的とする。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立浜松視覚特別支援学校	理 療 科	募集定員は別に公示する。
	保健理療科	

2 志願者の資格

(1) 及び(2)に該当する者

- (1) 令和9年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者又は特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者
- (2) 以下のいずれかの視覚障害の程度の者
 - ア 両眼の視力が矯正（眼鏡使用）で0.3未満の者
 - イ 視力以外の視機能障害（視野、光覚等）が強度の者
 - ウ 将来、視力が著しく減退するおそれのある者

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角形2号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、切手（代金は浜松視覚特別支援学校で作成する入学者募集案内を参考にする）を貼付したもの）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、令和9年1月5日（火）から令和9年1月26日（火）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日を除く。時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

- (2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者及び保護者作成）
- イ 調査書又は単位修得証明書（在学又は出身校の校長作成 調査書：A4縦型）
- ウ 健康診断書（医師作成）（眼科診断書及び内科診断書）

ただし、現在浜松視覚特別支援学校高等部に在学していない者
- エ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、令和 9 年 2 月 16 日（火）から令和 9 年 2 月 18 日（木）までに、志願者の在学する特別支援学校又は高等学校の校長を経由して、浜松視覚特別支援学校長に提出する。時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、最終日は午後 3 時までとする。

過年度卒業生においては、郵送又は直接持参する。

イ 郵送による提出の場合は、書留・親展で令和 9 年 2 月 18 日（木）午後 3 時までに必着のこと。その場合、事前に志願先特別支援学校長と連絡をとること。また、受検票を返送するので、長形 3 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号を明記し、110 円切手を貼付する。）を同封すること。

ウ 出願書類の提出先

静岡県立浜松視覚特別支援学校	〒433-8111	浜松市中央区葵西五丁目 9-1 電話番号 (053) 436-1261 ファクシミリ番号 (053) 438-2876
----------------	-----------	---

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 令和 9 年 3 月 3 日（水）午前 9 時から

イ 会場 静岡県立浜松視覚特別支援学校

(2) 内容等（理療科・保健理療科とも）

ア 学力検査（一般教養）

イ 適性検査（身体機能検査など）

ウ 面接

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後 3 時までに追検査受検願（様式第 4 号）を在学する特別支援学校又は高等学校の校長を経由して浜松視覚特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

令和 9 年 3 月 12 日（金）正午以降、浜松視覚特別支援学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校又は高等学校の校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業生に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校又は高等学校の校長が、他の者に合格通知書の受領を依頼する場合は、委任状（様式第 7 号）を作成し、受領時に志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 学科及び募集人数

再募集を実施する学科及び募集人数は、令和9年3月12日（金）午後4時以降に浜松視覚特別支援学校において発表する。

(2) 再募集の願書の受付期間 令和9年3月16日（火）から令和9年3月17日（水）まで （再募集の書類請求は、令和9年3月15日（月）午前9時から午後4時30分まで）

(3) 検査日 令和9年3月23日（火）

(4) 再募集合格者の発表 令和9年3月25日（木）

正午以降、浜松視覚特別支援学校に掲示する。

※詳細は、浜松視覚特別支援学校に問い合わせること。

7 当日の注意

(1) 受検票は必ず持参すること。受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受ける。

(2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに浜松視覚特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書等を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関の証明書等を取っておくこと。

(3) 面接は、原則、受検者と保護者と一緒に行うため、必ず保護者同伴とする。（受検者と保護者が別々に面接する場合もある。）ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴することができる。

なお、保護者及び保護者に準ずる者を同伴できない場合はその旨申し出ること。また面接時以外の保護者の付き添いについては浜松視覚特別支援学校長の指示に従うこと。

(4) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

(1) 入学志願に当たっては、本要項のほか浜松視覚特別支援学校の入学者募集案内を参照すること。

(2) 志願者は、願書提出以前に浜松視覚特別支援学校で教育相談を受けること。

(3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接浜松視覚特別支援学校に照会すること。

(付属資料1)

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置について

- 1 入学者選考の検査日以前に、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されている場合は、状況把握等の情報収集につとめる。また、県教育委員会の指示に従う。
- 2 検査当日、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、令和9年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考に関する一切の業務（以下「入学者選考業務」という。）を停止するとともに、県教育委員会へ学校の状況について報告する。
- 3 入学者選考業務を停止した場合の当該業務の再開については、県教育委員会の指示に従う。
- 4 面接、作文、小論文、実技検査及び学力検査等実施中に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、受検者及び付添人の安全を確保するため、次に示すところに従い、自校の地震防災計画に準じて、具体的な対策を立てる。
 - (1) 教職員に対して、業務分担を明確にするとともに、当日の措置について、周知徹底を図る。
 - (2) 受検者に対する措置

ア 検査室において学力検査（作文等を含む。）を中止する場合の指示事項

指示事項

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されています。受検者の安全のため、学力検査（作文等）は、中止します。問題用紙（作文問題）と解答用紙（作文用紙）を重ねて、机の上に置きなさい。

受検票と筆記用具を持ちなさい。

先生の誘導に従って、学校の定める安全な場所に移動しなさい。

（必要がある場合は、校内及び周辺の危険箇所図を配布する。）

イ 上記ア以外の場合の指示事項は、校長が適宜定める。

- (3) 付添人に対する措置

ア 控室における指示事項

指示事項

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されています。受検者及び付添人の安全のため、学力検査（作文等）は、中止します。学校職員の誘導に従って、学校の定める安全な場所に移動してください。

イ 上記ア以外の場合の指示事項は、校長が適宜定める。

- (4) その他

ア 学力検査（作文等を含む。）を中止した場合の検査室における問題用紙等の取扱い

問題用紙等は、誘導の際は回収せず、検査室にそのままにしておく。

イ 平常時における準備及び連絡事項

(ア) 控室の準備

控室には、学校の定める安全な場所に至るまでの経路図等を掲示する。

(イ) 付添人への連絡

受検者が検査室に入場した後、控室において、付添人に次の連絡をする。

連絡事項

- 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、面接、作文、実技検査及び学力検査等は、一旦停止します。
(面接、作文、実技検査及び学力検査等を中止する場合)
- 2 受検者は、監督者等に誘導されて、ここに掲げる場所に向かいます。
(学校の定める安全な場所への経路図を図示する。)
- 3 校内及び周辺の危険箇所は、次図に示すとおりです。
(危険箇所を図示する。)
- 4 その他、学校の指示に従ってください。

ウ ここに示す以外のことについては、校長が適宜定める。

(付属資料 2)

入学者選考に係る情報の開示

高等部入学者選考に係る情報の開示は下記により対応する。

1 提供の対象となる情報

- (1) 調査書
- (2) 各種検査の結果（面接、適性検査、学力検査）

2 請求等の手続き

(1) 調査書

静岡県個人情報保護条例（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づいて手続きを行う。

(2) 調査書以外の資料

ア 請求期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 請求先

受検した県立特別支援学校

ウ 請求方法

受検者本人（法定代理人）が受検票を提示するとともに、口頭により希望する資料の結果を請求し、簡易な請求願に必要事項を記入する。

エ 提供方法

請求を受けた県立特別支援学校は、受検者本人であることを確認の上、請求のあった情報を閲覧又は資料により提供する。

オ 時間

午前 9 時から午後 4 時までの間で各特別支援学校が定める。

3 その他

1 に定めるもののほか、入学者選考に係る情報の開示に関する事項については、静岡県情報公開条例（平成 13 年 4 月 1 日施行）及び静岡県個人情報保護条例に基づいて行う。

調査書作成の手引

(その他各種様式の記入の仕方)

調査書A記入上の注意（様式第2号）

静岡県教育委員会

第1 一般的注意

- 1 調査書は、作成した調査書を複写（コピー）してもよい。この場合、複写後に校長職印を押印する。
- 2 調査書は、志願者1人につき1通を作成する。
- 3 調査書は、コンピュータ等による作成を可とする。この場合、指定された書式を必ず用い、枠幅等を変更しない。
- 4 記載された内容は、事実に基づいた正確なものとする。
- 5 数字で記入する欄は、1、2、3等の算用数字を用いる。
- 6 各項目について、記載事項のない場合又は異常のない場合は、斜線を引くか、又は「なし」と記入する。
- 7 ※の欄は記入しない。

第2 各項目の記載

- 1 志望校、志望学科・コース
志望校は受検を希望する学校名を記入する。
沼津聴覚特別支援学校志望者は志望学科・コースを第2希望まで記入する。
- 2 氏名、ふりがな
氏名については、中学校又は特別支援学校（以下、「中学校（中学部）」という）生徒指導要録から転記する。通称名の場合は、「13 その他」の欄に本名を記入する。
- 3 性別
男又は女を記入する。
- 4 生年月日
年齢は、令和9年4月1日現在の満年齢で、月以下は切り捨てて記入する。
- 5 欠席等の状況
 - (1) 中学校（中学部）卒業見込者
欠席日数、遅刻及び早退の回数は、第1学年、第2学年及び第3学年の第2学期末までの分について記入する。備考欄には、欠席、遅刻及び早退の主たる理由を記入する。
2学期制の学校においては、12月末までの分について記入する。
 - (2) 中学校（中学部）卒業者
中学校（中学部）生徒指導要録から転記する。
- 6 身体状況
 - (1) 視力…（ ）内に矯正視力を記入する。
 - (2) 聴力…難聴及び補聴器、人工内耳使用の者のみ聴力を記入し、（ ）内に補聴器、人工

内耳装用時の聴力を記入する。

7 主障害

主たる障害を○で囲む。

8 手帳等

交付された手帳について記入する。

手帳がない場合については上記7に記した障害の状況及び手帳の取得予定の有無について記入する。

9 学習の記録

(1) 各教科

ア 評定

中学校（中学部）卒業見込みの者については、第3学年における第2学期末（12月末）までの学習状況について、中学校においては「静岡県公立小中学校児童生徒指導要録の様式及び取扱い」特別支援学校においては「静岡県立特別支援学校小学部・中学部児童・生徒指導要録の様式及び取扱い」に準じ、5段階の目標に準拠した評価で記入する。

2学期制の学校においては、12月末までの学習状況について記入する。

中学校（中学部）卒業者については、中学校（中学部）生徒指導要録から第3学年の評定を転記する。

イ 観点別学習状況

中学校（中学部）卒業見込みの者については、第3学年における第2学期末（12月末）までの学習状況について、中学校においては「静岡県公立小中学校児童生徒指導要録の様式及び取扱い」特別支援学校においては「静岡県立特別支援学校小学部・中学部児童・生徒指導要録の様式及び取扱い」に準じ、各教科の観点ごとにA、B又はCで評価する。記入に当たっては、各教科、左から順に「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」を並べ、A又はCのみを記入し、Bについては、空欄とする。

中学校卒業者については、すべて斜線を引く。

(2) 総合的な学習の時間

中学校（中学部）卒業見込みの者については、第3学年におけるテーマや取組を中心に記入する。記入に当たっては、中学校においては「静岡県公立小中学校児童生徒指導要録の様式及び取扱い」特別支援学校においては「静岡県立特別支援学校小学部・中学部児童・生徒指導要録の様式及び取扱い」に準じ、学習活動、観点、評価を総合して記入する。

中学校（中学部）卒業者のうち、第3学年において、総合的な学習の時間を実施している者については、中学校（中学部）卒業見込み者に準じて記入する。実施していない者については、斜線を引く。

(3) 特記事項

ア 中学校（中学部）卒業見込みの者については、各学校で選択教科を開設している場合は、その教科名と評定及び観点別学習状況の評価を記入し、評価基準を簡潔に記入する（例：国語（3 B B B）評定は1から5の5段階、観点別学習状況はA、B又はCの3段階）。

中学校（中学部）卒業者については、各教科における学習の顕著な特徴を記入する。
その際、各教科における学習については、観点別学習状況を踏まえ、長所を取り上げる
ことを基本とする。

イ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第8節「重複障害者等に関する教育
課程の取り扱い1」による履修者は「評定」の欄は斜線を引き、履修した教育課程を、
幾つかの教科、領域群に大別して、主要な学習内容と学習態度、進歩の状況及び特記す
べき表れについて、この欄に具体的に記載する。

10 特別活動の記録

(1) 活動の状況

学級活動、生徒会活動、学校行事における活動について、その趣旨に照らして十分満足
できる状況にあると判断される場合には、活動の状況欄に○を記入する。

中学校（中学部）卒業生については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

(2) 特記事項・所見

生徒の活動の状況について、主な事実及び総合的に見た場合の所見等を記載する。

その際、事実については所属する係名や委員会名及び学校行事における役割の分担に関
する活動状況を、また、所見については生徒個人として比較的優れている点など生徒の長
所について記載する。

なお、中学校（中学部）卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

（クラブ活動について該当のある者は、12の項目参照）

11 運動能力の記録

新体力テスト等の結果について記入する。（実施不可能な者については理由を記入する）

12 行動の記録

(1) 行動の状況

各教科、総合的な学習の時間、特別の教科道徳、特別活動、その他学校生活全体にわ
たって認められる生徒の行動について、項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状
況にあると判断される場合には、行動の状況欄に○印を記入する。

(2) 諸活動の実績

諸活動の実績については、10の特別活動に該当しない下記の校内外における諸活動に
おいて、顕著な成績を修めた者について、その実績を記載する。

諸活動	文化的活動	体育的活動	ボランティア活動
	その他の活動	（クラブ活動等上記以外）	特技

(3) 所見

所見については、総合的に見た場合の特徴等について記載する。

なお中学校（中学部）卒業者については中学校生徒指導要録から転記してもよい。

13 その他

特に記入すべき事柄がなければ、斜線を引くか、又は「なし」と記入する。

調査書B記入上の注意（様式第3号）

静岡県教育委員会

第1 一般的注意

- 1 調査書は、作成した調査書を複写（コピー）してもよい。この場合、複写後に校長職印を押印する。
- 2 調査書は、志願者1人につき1通を作成する。
- 3 調査書は、コンピュータ等による作成を可とする。この場合、指定された書式を必ず用い、枠幅等を変更しない。
- 4 記載された内容は、事実に基づいた正確なものとする。
- 5 数字で記入する欄は、1、2、3等の算用数字を用いる。
- 6 各項目について、記載事項のない場合又は異常のない場合は、斜線を引くか、又は「なし」と記入する。
- 7 ※の欄は記入しない。

第2 各項目の記載

- 1 志望校
志望校の欄は受検を希望する学校名を記入する。
- 2 氏名、ふりがな
中学校（中学部）指導要録から転記する。通称名の場合は、「12 その他」の欄に本名を記入する。
- 3 性別
男又は女を記入する。
- 4 生年月日
年齢は、令和9年4月1日現在の満年齢で、月以下は切り捨てて記入する。
- 5 欠席等の状況
(1) 中学校（中学部）卒業見込者
欠席日数、遅刻及び早退の回数は、第1学年、第2学年及び第3学年の第2学期末までの分について記入する。備考欄には、欠席、遅刻及び早退の主たる理由を記入する。
2学期制の学校においては、12月末までの分について記入する。
(2) 中学校（中学部）卒業者
中学校（中学部）生徒指導要録から転記する。
- 6 身体状況
(1) 視 力…（ ）内に矯正視力を記入する。
(2) 聴 力…難聴及び補聴器、人工内耳使用の者のみ聴力を記入し、（ ）内に補聴器、人工内耳装用時の聴力を記入する。

7 障害等

- (1) 主障害…主障害に○をつけ、下の欄に障害の起因になった病名又は病気について記入する。
- (2) 副障害の有無について○で囲み、該当する障害についても○で囲む。

8 手帳等

- (1) 交付された手帳について記入する。
- (2) 身障手帳…等級を記入する。
- (3) 療育手帳…A又はBのいずれかを○で囲む。
- (4) 手帳がない場合は障害の状況及び手帳の取得予定の有無について記入する。

9 運動能力の記録

新体力テスト等の結果について記入する。(実施不可能な者については理由を記入する。)

10 学習の記録

国語…聞く、話す、読む、書くの能力について具体的に記載する。

数学…数、計算、量と測定的能力について具体的に記載する。

自立活動…自立活動の状況について記載する。

総合的な学習の時間…第3学年におけるテーマや取組を中心に記入する。

中学校(中学部)卒業者のうち、第3学年において、総合的な学習の時間を実施している者については、中学校(中学部)卒業見込み者に準じて記入する。実施していない者については、斜線を引く。

その他…顕著な表れのあるもの及び上記科目等の欄に書ききれないものについて記載する。

11 行動及び性格の記録

- (1) 学校における様子…身辺自立、学習時、給食時、休憩時、その他の様子について記載する。
- (2) 家庭における様子…家庭内における役割や遊びの様子などを記載する。
- (3) 通学の状況…付き添いの有無、交通機関等を記載する。

12 その他

特に記入すべき事柄がなければ、斜線を引くか、又は「なし」と記入する。

その他各種様式作成の手引（特別支援学校）

入学願書記入上の注意（様式第1号の表）

1 「受付番号」の欄は記入しない。

2 志望科及び志望学科について
記入例

(1) 普通科の場合（御殿場特別支援学校受検の場合）

志 望 科		志 望 学 科	第1志望
			普通科

(2) 専攻科の場合（浜松視覚特別支援学校の専攻科受検の場合）

志 望 科	専攻科	志 望 学 科	第1志望
			理療科

(3) その他（沼津聴覚特別支援学校受検の場合）

志 望 科		志 望 学 科	第1志望	第2志望
			特進技能科 〇〇コース	生産応用科

（伊豆高原分校受検の場合）

志 望 科		志 望 学 科	第1志望
			普通科 （伊豆高原分校）

※分校の場合は志望学科欄に括弧で分校名を記入する。

3 「保護者 現住所」の欄は、志願者の現住所と異なる場合に記入する。

4 再募集の場合もこの入学願書を使用する。

5 訂正は修正液を使用してもよい。

連絡先カード（様式第1号の裏）

連絡先カードには、志願者（保護者）との連絡が取れるように記入する。

※受検番号は記入しない。

志願理由書（様式第1号の裏）

1 志願者と保護者の志願理由を記載する。志願者及び保護者が記入し、筆記用具は黒のボールペン又は万年筆を使用する。

2 志願した動機や理由として、入学後努力したいと考えていること、将来の進路希望などを記入する。

令和9年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び高等部専攻科入学者選考の日程

月	日	曜	高等学校	特別支援学校 (視覚障害・聴覚障害・病弱)	特別支援学校 (肢体不自由・知的障害：本校)	特別支援学校 (知的障害：分校)
12月	1	火				
	2	水			願書等請求開始	願書等請求開始
	3	木				
	4	金				
	5	土				
	6	日				
	7	月				
	8	火				
	9	水				
	10	木				
	11	金				
	12	土				
	13	日				
	14	月				
	15	火				
	16	水				
	17	木				願書等請求締切
	18	金				
	19	土				
	20	日				
	21	月				
	22	火				
	23	水				
	24	木				
	25	金				
	26	土				
	27	日				
	28	月				
	29	火				
	30	水				
	31	木				
1月	1	金	元日			
	2	土				
	3	日				
	4	月				
	5	火		願書等請求開始	願書等請求締切	願書受付開始
	6	水				↓
	7	木				願書受付締切（正午まで）
	8	金				志願変更受付開始
	9	土				
	10	日				
	11	月	成人の日			
	12	火				志願変更受付締切
	13	水				
	14	木				
	15	金				選考検査 追検査書類提出(15:00まで)
	16	土				
	17	日				
	18	月				
	19	火				
	20	水				
	21	木				追検査
	22	金				
	23	土				
	24	日				
	25	月			願書受付開始	合格者発表
	26	火		願書等請求締切	↓	
	27	水			願書受付締切	
	28	木				
	29	金				
	30	土				
	31	日				

	日	曜	高等学校	特別支援学校 (視覚障害・聴覚障害・病弱)	特別支援学校 (肢体不自由・知的障害：本校)	特別支援学校 (知的障害：分校)
2月	1	月				
	2	火				
	3	水				
	4	木			選考検査 追検査書類提出(15:00まで)	
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月				
	9	火				
	10	水			追検査	
	11	木	建国記念の日			
	12	金				
	13	土				
	14	日				
	15	月			合格者発表	
	16	火	一般選抜願書受付	願書受付開始	●再募集書類請求開始	●再募集書類請求開始
	17	水	↑	↑		
	18	木	一般選抜願書受付締切	願書受付締切		
	19	金			●再募集書類請求締切	●再募集書類請求締切
	20	土				
	21	日				
	22	月				
	23	火	天皇誕生日			
	24	水	志願変更受付開始			
	25	木	志願変更受付締切			
	26	金				
	27	土				
	28	日				
3月	1	月				
	2	火				
	3	水	学力検査(全日制) 学力検査・面接等(定時制)	選考検査 追検査書類提出(15:00まで)		
	4	木	面接・実技検査等(全日制) 追検査受験願受付			
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月				
	9	火	追検査	追検査		
	10	水				
	11	木				
	12	金	合格者発表	合格者発表		
	13	土				
	14	日				
	15	月		●再募集書類請求(9:00～16:30)		
	16	火	●再募集願書受付開始	●再募集願書受付開始	●再募集願書受付開始	●再募集願書受付開始
	17	水	●再募集願書受付締切	●再募集願書受付締切	●再募集願書受付締切	●再募集願書受付締切
	18	木				
	19	金				
	20	土				
	21	日	春分の日			
	22	月				
	23	火	●再募集、面接、作文及び小論文等	●再募集検査	●再募集検査	●再募集検査
	24	水				
	25	木	●再募集合格者発表	●再募集合格者発表	●再募集合格者発表	●再募集合格者発表
	26	金				
	27	土				
	28	日				
	29	月				
	30	火				
	31	水				

令和9年度

静岡県立特別支援学校

高等部入学者選考実施要領

静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

編集・発行 静岡県教育委員会 特別支援教育課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2942